

関西外国語大学大学院履修規程

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程(以下「本規程」という)は、関西外国語大学大学院学則(以下「学則」という)にもとづき、入学から修了までの授業科目(以下「科目」という)の履修登録、受講、単位修得方法等に関し必要な事項を定める。

第 2 章 単位の修得

第 1 節 授業時間

(Semester 制)

第 2 条 科目の開講方法は、Semester 制とする。

2 本規程における Semester 制とは、春学期または秋学期の各学期をもって各科目を完結させる制度のことをいう。

(授業時間)

第 3 条 授業時間は表 1 に定める。

表 1 授業時間

第 1 限	第 2 限	第 3 限	第 4 限	第 5 限	第 6 限
9:00 ~ 10:30	10:45 ~ 12:15	13:15 ~ 14:45	15:00 ~ 16:30	16:40 ~ 18:10	18:20 ~ 19:50
休憩	15分	60分	15分	10分	10分

第 2 節 単位制

(単位の修得)

第 4 条 当該学期に履修登録を行った科目(以下「履修科目」という)について単位を修得することができる。

2 履修科目の単位を修得するためには、授業の受講および授業外学修を行い、学則第 40 条の規定にしたがって 60 点以上の成績評価を取得しなければならない。

3 原則として、履修科目の授業にはすべて出席しなければならない。

4 履修科目の単位の認定は、各学期の基準日に在学している場合に行う。各学期の基準日は次の号に定める。

(1) 春学期は 8 月 31 日。

(2) 秋学期は 2 月末日。

5 授業出席に関して不正行為と判断された場合は、当該科目の成績評価は 0 点となり、単位を修得できない。

6 学期末試験および授業時間内に実施される中間テストないし小テスト等各種の試験において、不正行為と判断された場合は、当該科目のみならず、当該学期の全履修科目の成績評価は 0 点となり、単位を修得できない。

7 課題レポートや論文等の作成において、剽窃またはインターネットからのコピー・アンド・ペースト等の不正行為と判断された場合は、当該科目の成績評価は 0 点となり、単位を修得できない。

(博士前期課程の修了要件)

第 5 条 博士前期課程を修了するには、英語学専攻、言語文化専攻ともに、専門科目 22 単位以上、専門演習科目 8 単位を含め 30 単位以上を修得のうえ、修士論文または特定課題研究の 4 単位を合わせ、計 34 単位を修得しなければならない。

2 修士論文執筆等のため修業年限を超えて在学する場合は、在学延長願を学長に提出しなければならない。

(博士後期課程の修了要件)

第 6 条 博士後期課程を修了するには、英語学専攻、言語文化専攻ともに、専門科目 8 単位以上、専門演習科目 8 単位を含め 16 単位以上を修得のうえ、博士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。

2 所定の年限在学し、所定の単位を修得のうえ必要な研究指導を受けていたとしても、博士論文の審査および最終試験に合格しない場合は、研究指導終了退学となる。

3 博士論文執筆等のため修業年限を超えて在学する場合は、在学延長願を学長に提出しなければならない。

第 3 節 履修登録

(履修登録の定義)

第 7 条 履修登録とは、履修する科目を、自らの責任において、WEB 学修支援システムを通じて登録することをいう。

(履修登録の方法)

第 8 条 履修登録は学期ごとに行い、所定の期間内に完了しなければならない。

2 所定の期間内に履修登録を行わなかった場合は、当該学期における登録はなかったものとし、授業への出席や各種試験受験等の事実にかかわらず、単位を修得できない。

3 履修登録は、授業外学修に要する学修時間を考慮するとともに、博士前期課程は原則 2 年間、博士後期課程は原則 3 年間の研究および学位論文執筆計画を立て、修了要件、資格等の要件を自ら確認したうえで慎重に行わなければならない。

4 履修科目はあらかじめ研究指導教員等と相談のうえ決定し、履修した科目は各自が責任をもって修得しなければならない。

5 本規程に定めるもののほか、履修に関し必要な事項は、履修登録ガイダンス時に配付する「履修マニュアル」によって公示する。

(履修確認)

第 9 条 履修登録とは、WEB 学修支援システムにおける履修登録の最終手続として、申請登録ボタンを押すことをいう。

2 履修確認は、自らが責任をもって所定の期間内に必ず行わなければならない。

3 履修確認後は、登録した科目の変更や追加等は一切認められない。

(履修登録単位数の上限)

第 10 条 各学期に履修できる単位数は、16 単位を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、大学院研究科長が必要と判断した場合は、各学期に 16 単位を超える履修を認めることがある。

(配当年次)

第 11 条 配当年次とは、当該科目が履修可能となる学年次をいう。上位配当年次の科目は履修できないが、下位配当年次の科目は履修できる。

2 前項の規定にかかわらず、特に教育研究上有益と判断した場合は、上位配当年次の科目の履修を認めることがある。

(不開講科目等)

第 12 条 年度や学期によって開講されない科目や集中講義となる科目がある。

2 登録者が著しく少ない科目は不開講となることがある。

(単位既修得科目)

第 13 条 単位を修得した科目は、原則として再度履修することはできない。ただし、大学院研究科長が指示した科目は、この限りではない。

(同一時限重複履修)

第 14 条 当該学期の同一時限に重複して科目を履修することはできない。

(授業料その他納付金未納者の履修登録等の取扱)

第 15 条 授業料その他納付金未納者は、当該学期の履修登録は無効となり、単位修得はもとより、学位論文および特定の課題についての研究成果の提出は認められない。

第 4 節 出欠席の取扱

(学生証の携帯)

第 16 条 授業への出席に際しては、常時、学生証を携帯しなければならない。

2 学生証不携帯は、担当教員の判断により欠席として取り扱われることがある。

(授業中の途中退出)

第 17 条 授業運営の妨げになるため、原則として授業中に教室から退出してはならない。やむを得ない事情により退出する場合は、担当教員に許可を得なければならない。

(公欠)

第 18 条 公欠は、学生細則第 36 条の規定にしたがう。公欠とは、当該授業への不参加を欠席として扱わないことをいい、当該授業における教授内容(中間テスト等各種の試験やレポートの提出を含む)を免除するものではない。

(傷病等欠席)

第 19 条 傷病等欠席とは、感染症(学校保健安全法施行規則第 18 条に定めるものに限る)を除く傷病等で 1 か月未満欠席することをいい、診断書または病状証明書(所定様式)を担当教員に提出しなければならない。ただし、学生細則第 37 条に定める公欠には該当しない。

(長期欠席)

第 20 条 長期欠席とは 1 か月を超えて欠席することをいい、診断書または病状証明書(所定様式)等を添えて教務部に長期欠席届を提出しなければならない。ただし、学生細則第 36 条に定める公欠には該当しない。

第 5 節 成績評価

(成績評価)

第 21 条 履修科目の成績は、学期末試験、中間テスト等の試験、レポート、授業への参加度等を総合して評価する。具体的な評価基準は、履修する科目の担当教員より授業計画書(コース・シラバス)にて公示する。

2 学期末試験、授業時間内試験、追試験等の取扱は、「大学院試験規程」に定める。

(成績発表)

第 22 条 成績は、学期ごとに通知する。成績の発表は点数表記とし、60 点以上を合格、60 点未満を不合格とする。

2 通知方法は、本人および保護者連名のうえ、保護者宛に郵送する。

3 当該年度履修科目および過年度単位修得科目を、成績通知表に表記する。

(Grade Point)

第 23 条 履修科目の成績点数に応じて、相応する Grade Point を付与する。Grade Point の付与基準は表 2 に定める。

表 2 Grade Point の付与基準

成績点数	Grade Point
100 ~ 97	4.0
96 ~ 93	
92 ~ 90	3.7
89 ~ 87	3.3
86 ~ 83	3.0
82 ~ 80	2.7
79 ~ 77	2.3
76 ~ 73	2.0
72 ~ 70	1.7
69 ~ 67	1.3
66 ~ 63	1.0
62 ~ 60	0.7
59 ~ 0	0.0

(Grade Point Average)

第 24 条 学生が学修の成果を自ら検証するための指標として、Grade Point Average (以下「GPA」という)を算出する。

2 GPA を算出するための対象科目 (以下「GPA 対象科目」という)は、原則として卒業要件単位に算入する全科目とする。ただし、単位認定科目等、成績点数の表記がない科目は除外する。

3 GPA の算出方法は、表 3 のとおり定める。

表 3 GPA の算出方法

$$\text{GPA} = \frac{\text{(GPA 対象科目の Grade Point} \times \text{単位数) の総和}}{\text{GPA 対象科目の単位数の総和}}$$

- 4 GPA は、当該学期に履修した科目のみを算入する「学期 GPA」と、入学後に履修したすべての科目を算入する「累積 GPA」に分ける。

(Letter Grade)

第 25 条 履修成績を英文成績証明書に表記する場合は、履修科目の成績点数に応じて、相応する Letter Grade を用いる。Letter Grade の基準は表 4 に定める。

表 4 Letter Grade の基準

成績点数	Letter Grade
100 ~ 97	A+
96 ~ 93	A
92 ~ 90	A-
89 ~ 87	B+
86 ~ 83	B
82 ~ 80	B-
79 ~ 77	C+
76 ~ 73	C
72 ~ 70	C-
69 ~ 67	D+
66 ~ 63	D
62 ~ 60	D-
59 ~ 0	F
単位認定科目	T

第 6 節 他の大学院における授業科目の履修等

(単位認定の申請手続)

第 26 条 認定科目の手続は、教務部からその都度指示する。

- 2 指定した期日までに教務部に申請しなければならない。期日を経過した場合、申請は認められない。
- 3 他の大学院における修得単位を証明する成績証明書または単位修得証明書、講義概要、および本学所定の修得単位認定申請書(教務部に置く)を提出しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、本学が必要と判断した場合は、別途報告書や資料等の提出を求めることができる。

(認定対象科目)

第 27 条 学則第 38 条の規定にもとづき、本大学院学生の他の大学院における修得単位について、申請手続書類をもとに総合的に判断し、本大学院科目より認定科目を決定する。

(認定単位数)

第 28 条 本人の申請にもとづき、10 単位(博士後期課程は 6 単位)を超えない範囲で認定を行う。

(認定基準)

- 第 29 条 単位の認定は、申請手続時に提出された成績証明書、講義概要等により判断する。
- 2 修得科目の授業時間数および単位計算方法が本学の基準に準じたものでない場合や、成績評価が低い場合は、単位を認定しないことがある。
 - 3 単位の認定にあたり、本学が必要と判断した科目については、試験等を課すことがある。

第 7 節 既修得単位認定の取扱

(単位認定の申請手続)

- 第 30 条 単位認定の手続は、教務部からその都度指示する。
- 2 指定した期日までに教務部に申請しなければならない。期日を経過した場合、申請は認められない。
 - 3 入学前の大学院における既修得単位を証明する成績証明書または単位修得証明書、講義概要、および本学所定の既修得単位認定申請書(教務部に置く)を提出しなければならない。
 - 4 前項の規定にかかわらず、本学が必要と判断した場合は、別途報告書や資料等の提出を求めることができる。

(認定対象科目)

- 第 31 条 学則第 39 条の規定にもとづき、入学前の大学院における既修得単位について、申請手続書類をもとに総合的に判断し、本大学院科目より認定科目を決定する。

(認定単位数)

- 第 32 条 本人の申請にもとづき、10 単位(博士後期課程は 6 単位)を超えない範囲で認定を行う。
- 2 前節および本節の認定得単位数は、合わせて 10 単位(博士後期課程は 6 単位)を超えないものとする。

(認定基準)

- 第 33 条 単位の認定は、申請手続時に提出された成績証明書、講義概要等により判断する。
- 2 既修得科目の授業時間数および単位計算方法が本学の基準に準じたものでない場合や、成績評価が低い場合は、単位を認定しないことがある。
 - 3 単位の認定にあたり、本学が必要と判断した科目については、試験等を課すことがある。

第 3 章 科目の履修

第 1 節 総則

(教育課程表)

- 第 34 条 教育課程表は、別表 5 に定める。

(科目名称)

- 第 35 条 科目の末尾に表示されているローマ数字 I から IV は、科目のレベルを表す。原則として、小さい数字の科目の単位を修得しておかなければ、続く大きい数字の科目を履修できない。ただし、特定科目および個別の許可申請により研究科長が履修を認めた科目は、この限りではない。
- 2 科目の末尾に表示されているアルファベット A から E は、科目の種類を表す。アルファベットの順序にかかわらず、履修希望科目を任意に選択することができる。

(開講学期)

- 第 36 条 科目の開講学期は、開講年度の時間割に定める。
- 2 一部の科目は、通年開講や集中講義とする場合がある。

第 2 節 専門科目

(博士前・後期課程の専門科目の教育課程編成方針)

- 第 37 条 博士前期課程英語学専攻では、専門科目において高度な英語運用能力を育成するとともに、あわせて言語の持つ構造、意味、機能などの理論や、第二言語としての英語の教授法、第二言語習得理論などの領域の基礎的な知識の習得をめざす。
- 2 博士前期課程言語文化専攻では、専門科目において高度な外国語運用能力を育成するとともに、あわせて言語の持つ構造、意味、機能などの理論や、第二言語としてのスペイン語あるいは日本語の教授法、第二言語習得理論、あるいは言語コミュニケーションなどの領域の基礎的な知識の習得をめざす。
- 3 博士後期課程英語学専攻では、専門科目において高度な英語運用能力を育成するとともに、あわせて言語の持つ構造、意味、機能などの理論、第二言語としての英語教育における領域の知識の深化・高度化をめざす。
- 4 博士後期課程言語文化専攻では、専門科目において高度な外国語運用能力を高めるとともに、あわせて言語の持つ構造、意味、機能などの理論、第二言語としての言語教育における領域の知識の深化・高度化をめざす。

(専門科目の修了要件)

- 第 38 条 博士前期課程では、英語学専攻、言語文化専攻ともに、専門科目の中から 22 単位以上を修得しなければならない。
- 2 博士後期課程では、英語学専攻、言語文化専攻ともに、専門科目の中から 8 単位以上を修得しなければならない。
- 3 博士前期課程英語学専攻における専修免許状取得のための履修方法については、第 5 章「資格取得」に定める。

第 3 節 専門演習科目

(博士前・後期課程の専門演習科目の教育課程編成方針)

- 第 39 条 博士前期課程英語学専攻では、専門演習科目において高度な英語運用能力をもとに、英語学、英語教育における幅広い専門分野の基礎的な知識の習得をはじめ、学位論文作成にあたって論理的・批判的思考力、論文作成技法などの習得をめざす。
- 2 博士前期課程言語文化専攻では、専門演習科目において高度な外国語運用能力をもとに、言語学、言語教育、言語コミュニケーションなどにおける幅広い専門分野の基礎的な知識の習得をはじめ、学位論文作成にあたって論理的・批判的思考力、論文作成技法などの習得をめざす。
- 3 博士後期課程英語学専攻では、専門演習科目において高度な英語運用能力をもとに、英語学、英語教育における幅広い専門分野の知識を深化させ、自立して高度な研究を遂行できる学究的能力を身につけることができるよう、研究指導教員等による指導のもと、学位論文の完成をめざす。

- 4 博士後期課程言語文化専攻では、専門演習科目において高度な外国語運用能力をもとに、言語学、言語教育における幅広い専門分野の知識を深化させ、自立して高度な研究を遂行できる学究的能力を身につけることができるよう、研究指導教員等による指導のもと、学位論文の完成をめざす。

(専門演習科目の修了要件)

第 40 条 博士前期課程では、英語学専攻、言語文化専攻ともに、「総合演習 I A」「総合演習 I B」「総合演習 II A」「総合演習 II B」の 4 科目計 8 単位について、配当年次にしたがってすべて修得しなければならない。

- 2 博士後期課程では、英語学専攻、言語文化専攻ともに、「特別総合演習 I A」「特別総合演習 I B」「特別総合演習 II A」「特別総合演習 II B」の 4 科目計 8 単位について、配当年次にしたがってすべて修得しなければならない。

第 4 節 自由科目

(博士後期課程の自由科目の教育課程編成方針)

第 41 条 博士後期課程では、自由科目において教育を担う者としての自覚や意識の涵養と学生に対して教育を施すための確かな能力と、自立して研究活動を行うことができる能力を兼ね備えた大学教員等を養成することから、その素地として、高等教育制度、大学評価など高等教育に関する知識、および大学教員職としての学識などに関する知識の習得をめざす。

- 2 自由科目の修得単位は、修了要件単位には算入しない。

第 5 節 修士論文および特定の課題についての研究

(博士前期課程「修士論文」および「特定の課題についての研究」)

第 42 条 「修士論文」および「特定の課題についての研究」の選択は各研究指導教員の指導方針による。

- 2 英語学専攻、言語文化専攻ともに、「修士論文」または「特定の課題についての研究」のうち、いずれか 4 単位を修得しなければならない。
- 3 「修士論文」または「特定の課題についての研究」の作成、執筆にあたっては、「学位論文作成要綱」を順守しなければならない。
- 4 「修士論文」または「特定の課題についての研究」の審査基準は、「学位論文作成要綱」に定める。

第 6 節 博士論文

(「博士論文」)

第 43 条 博士論文の作成・執筆にあたっては、「学位論文作成要綱」を順守しなければならない。

- 2 博士論文の審査基準は、「学位論文作成要綱」に定める。

第 4 章 偶発的事故等が発生した場合の授業の取扱

(偶発的事故等が発生した場合の授業の取扱)

第 44 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、学生細則第 37 条、第 38 条、第 39 条および第 40 条の規定にもとづき、表 6 の措置を講ずる。

- (1) 大阪府下に特別警報（大雨特別警報、大雪特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、波浪特別警報、高潮特別警報をいう）または暴風警報が発表された場合。

(2) 台風の接近等により学生細則に定める公共交通機関が運休した場合。

(3) ストライキにより京阪電鉄が運休した場合。

2 第1項の規定にかかわらず、災害その他特別の事由がある場合は、教務委員会の判断により臨時に休講の措置を講ずることがある。

表6 偶発的事故等が発生した場合の授業の取扱

警報およびストライキ等の解除時刻	授業の取扱
午前7時までに解除された場合	第1限目から授業を行う
午前11時までに解除された場合	第1・2限目は休講とし、第3限目から授業を行う
午前11時を過ぎて解除された場合	終日休講とする

第5章 資格取得

第1節 教職課程

(免許状の種類)

第45条 本大学院において取得できる免許状の種類は、表7に定める。

表7 免許状の種類および教科

研究科名	専攻名	教員免許状の種類	免許教科
外国語学研究科	英語学専攻 (博士前期課程)	高等学校教諭専修免許状	英語
		中学校教諭専修免許状	英語

(基礎資格・所要資格および最低修得単位数)

第46条 免許を取得するための基礎資格・所要資格および最低修得単位数は、表8に定める。

表8 免許を取得するための基礎資格・所要資格および最低修得単位数

基礎資格	修士の学位を有すること		
所要資格	高等学校教諭一種免許状(英語)または中学校教諭一種免許状(英語)授与の所要資格を有する者		
免許状の種類	免許法で定める単位数		本学で定める単位数
	高等学校教諭 専修	中学校教諭 専修	高等学校教諭 中学校教諭 専修(英語)
免許法で規定する科目			
大学が独自に設定する科目	24	24	24

(履修方法)

第 47 条 本大学院の開設科目のうち、表 9 に定める科目の中から 24 単位以上を修得しなければならない。

表 9 大学が独自に設定する科目

免許状の種類 (教科)	免許法に定める 最低修得単位数	教科および教科の指導法に関する科目	単位数	必修	選択	備考	
中学校教諭 専修(英語) 高等学校教諭 専修(英語)	24	形態論・統語論研究	4		○	1科目4単位 以上を修得す ること	
		意味論・語用論研究	4		○		
		英米文学・英米文化研究	4		○		
				第二言語習得論研究	2	○	
				コミュニケーション文法論	2	○	
				英語学習達成度測定・評価研究	2	○	
				英語教員・学習者論研究	2	○	
				英語コミュニケーション研究 A	2	○	
				英語コミュニケーション研究 B	2	○	
				英語教育特別研究 A	2	○	
				英語教育特別研究 B	2	○	
				英語教育特別研究 C	2	○	
		英語教育特別研究 D	2	○			

第 6 章 雑則

(雑則)

第 48 条 本規程に定めるもののほか、必要な事項はその都度指示する。

第 7 章 改廃

(改廃)

第 49 条 本規程の改廃は理事会が行う。

附 則

本規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。(平成 25 年 12 月 12 日制定)

平成 27 年 4 月 1 日施行(平成 27 年 2 月 8 日改定)

平成 28 年 4 月 1 日施行(平成 28 年 2 月 27 日改定)

附 則

1. 本規程の改正は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

別表 5 教育課程表

博士前期課程 英語学専攻

科目区分	授業科目	配当年次	単位数
専門科目	形態論・統語論研究	1	4
	意味論・語用論研究	1	4
	英米文学・英米文化研究	1	4
	第二言語習得論研究	1	2
	コミュニケーション文法論	1	2
	英語学習達成度測定・評価研究	1	2
	英語教員・学習者論研究	1	2
	英語コミュニケーション研究 A	1	2
	英語コミュニケーション研究 B	1	2
	英語教育特別研究 A	1	2
	英語教育特別研究 B	1	2
	英語教育特別研究 C	1	2
	英語教育特別研究 D	1	2
	英語教育特別研究 E	1	2
	英語学特別研究 A～E	1	2
専門演習科目	総合演習 I A	1	2
	総合演習 I B	1	2
	総合演習 II A	2	2
	総合演習 II B	2	2
	修士論文	2	4
	特定課題研究	2	4
<p>※摘要事項</p> <p>1. 専門科目から 22 単位以上、専門演習科目 8 単位を含め 30 単位以上を修得のうえ、修士論文または特定課題研究 4 単位を合わせ、計 34 単位以上を修得すること。</p> <p>2. 専門科目の「英語学特別研究 A～E」は、原則として留学先大学院の学修等に係る単位認定対象科目とする。</p>			

博士前期課程 言語文化専攻

科目区分	授業科目	配当年次	単位数
専門科目	形態論・統語論研究	1	4
	意味論・語用論研究	1	4
	第二言語習得論研究	1	2
	コミュニケーション文法論	1	2
	スペイン語教授法 A	1	2
	スペイン語教授法 B	1	2
	イペロアメリカ文学・文化研究 A	1	2
	イペロアメリカ文学・文化研究 B	1	2
	イペロアメリカ政治・経済研究 A	1	2
	イペロアメリカ政治・経済研究 B	1	2
	日本語形態論・統語論研究	1	4
	日本語意味論・語用論研究	1	4
	日本語表現法	1	2
	日中対照言語学研究	1	2
	日本語教授法 A	1	2
	日本語教授法 B	1	2
	グローバル・コミュニケーション研究 A	1	2
	グローバル・コミュニケーション研究 B	1	2
	英語ビジネス・コミュニケーション A	1	2
	英語ビジネス・コミュニケーション B	1	2
	国際関係学研究	1	4
	国際ビジネス研究	1	4
	マーケティング研究	1	4
	通訳技法 A	1	2
	通訳技法 B	1	2
	翻訳技法 A	1	2
	翻訳技法 B	1	2
	言語文化特別研究 A～E	1	2
グローバル・コミュニケーション特別研究 A～E	1	2	
専門演習科目	総合演習 I A	1	2
	総合演習 I B	1	2
	総合演習 II A	2	2
	総合演習 II B	2	2
	修士論文	2	4
	特定課題研究	2	4
<p>※摘要事項</p> <p>1. 専門科目から 22 単位以上、専門演習科目 8 単位を含め 30 単位以上を修得のうえ、修士論文または特定課題研究 4 単位を合わせ、計 34 単位以上を修得すること。</p> <p>2. 専門科目の「言語文化特別研究 A～E」、「グローバル・コミュニケーション特別研究 A～E」は、原則として留学先大学院の学修等に係る単位認定対象科目とする。</p>			

博士後期課程 英語学専攻

科目区分	授業科目	配当年次	単位数
専門科目	英語学特別研究Ⅰ A	1	2
	英語学特別研究Ⅰ B	1	2
	英語学特別研究Ⅱ A	1	2
	英語学特別研究Ⅱ B	1	2
	英語教育学特別研究Ⅰ A	1	2
	英語教育学特別研究Ⅰ B	1	2
	英語教育学特別研究Ⅱ A	1	2
	英語教育学特別研究Ⅱ B	1	2
専門演習科目	特別総合演習Ⅰ A	2	2
	特別総合演習Ⅰ B	2	2
	特別総合演習Ⅱ A	3	2
	特別総合演習Ⅱ B	3	2
自由科目	高等教育論	1	2
	大学教員論	1	2
<p>※摘要事項</p> <p>専門科目から8単位以上、専門演習科目8単位を含め16単位以上を修得し、博士論文の審査、最終試験に合格すること。</p>			

博士後期課程 言語文化専攻

科目区分	授業科目	配当年次	単位数
専門科目	言語文化特別研究Ⅰ A	1	2
	言語文化特別研究Ⅰ B	1	2
	言語文化特別研究Ⅱ A	1	2
	言語文化特別研究Ⅱ B	1	2
	日本語学特別研究Ⅰ A	1	2
	日本語学特別研究Ⅰ B	1	2
	日本語学特別研究Ⅱ A	1	2
	日本語学特別研究Ⅱ B	1	2
専門演習科目	特別総合演習Ⅰ A	2	2
	特別総合演習Ⅰ B	2	2
	特別総合演習Ⅱ A	3	2
	特別総合演習Ⅱ B	3	2
自由科目	高等教育論	1	2
	大学教員論	1	2
<p>※摘要事項</p> <p>専門科目から8単位以上、専門演習科目8単位を含め16単位以上を修得し、博士論文の審査、最終試験に合格すること。</p>			